証券コード　5216
2020年３月13日

株　主　各　位

宮城県栗原市若柳武鎗字花水前１番地１
株式会社倉元製作所
代表取締役社長　鈴　木　　聡

第45回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素より格別のご高配を賜り誠にありがたく厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第45回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年３月27日（金曜日）の午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

出席もしくは議決権行使書の郵送により有効に議決権を行使いただきました株主の皆様には、議案の賛否にかかわらず、心ばかりの謝礼として、株主様お一人につきＱＵＯカード500円分をお贈りさせていただきますことを、併せてご案内申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2020年３月30日（月曜日）午前10時
２．場　　所　宮城県栗原市志波姫新熊谷279-2
エポカ21（くりはら交流プラザ）
（開催場所が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内略図をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項　第45期（2019年１月１日から2019年12月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
※報告事項の取り扱いについては、３頁をご高覧ください。
決議事項
第１号議案　第三者割当による募集株式発行の件
第２号議案　資本金及び資本準備金の額の減少の件
第３号議案　定款一部変更の件
第４号議案　取締役８名選任の件
第５号議案　監査役１名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kuramoto.co.jp/）に掲載させていただきます。

本総会は、当社にとって大変重要なものです。株主の皆様におかれましては、ぜひ議決権を行使くださるようお願い申しあげます。

株主の皆様へ

議決権行使のお願い
及び第45回定時株主総会継続会の開催についてのお知らせ

2019年12月25日付け「事業再生ＡＤＲ手続の正式申請及び受理に関するお知らせ」、2020年１月８日付け「事業再生ＡＤＲ手続における第１回債権者会議の成立・同意及び2019年12月期決算発表の遅延見込みに関するお知らせ」、及び2020年３月２日付け「事業再生ＡＤＲ手続のスケジュール変更及び2019年12月期決算発表の遅延見込みに関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社は、現在、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ＡＤＲ手続」といいます。）のもとで事業再生に取り組んでおります。

2020年３月30日開催の当社第45回定時株主総会（以下「本総会」といいます。）の各議案は、当社の事業再生にとって極めて重要なものです。
株主の皆様におかれましては、是非とも議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

また、当社の2019年12月期決算につきましては、当社の所有する固定資産の減損処理に関し、事業再生ＡＤＲ手続のもとで策定する当社の事業再生計画案が将来キャッシュ・フローの見積金額に影響を与え、減損損失の計上額が定まらないことなどから、その確定が事業再生ＡＤＲ手続における第３回債権者会議の続行期日での事業再生計画案の決議後となる見込みです。そのため、現時点においては、決算手続、会計監査人の監査報告の受領など所要の手続（以下「決算関連手続」といいます。）が完了しておらず、本総会において報告事項「第45期（2019年１月１日から2019年12月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件」をご報告することができない状況にございます。
これに伴い、当社は、決算関連手続を完了次第、速やかに本総会の継続会（以下「本継続会」といいます。）を開催し、本継続会で上記報告事項をご報告するとともに、本継続会の日時及び場所の決定を取締役会にご一任願うことを、本総会において株主の皆様にお諮りする予定です。
第45期の事業報告及び計算書類等につきましては、本継続会の開催ご通知に添付し、株主の皆様にご提供いたします。
なお、本継続会は、本総会の一部となりますので、本継続会にご出席いただく株主様は、本総会において議決権を行使できる株主様と同一になりますことを申し添えます。
株主の皆様には、多大なご迷惑、ご心配をおかけいたしますことを心からお詫び申しあげます。

株式会社倉元製作所
代表取締役社長　鈴木　聡

本総会は、当社にとって大変重要なものです。株主の皆様におかれましては、ぜひ議決権を行使くださるようお願い申しあげます。

株主総会参考書類

第１号議案　第三者割当による募集株式発行の件

会社法第199条に基づき、ニューセンチュリー有限責任事業組合（以下「割当予定先」又は「ニューセンチュリー有限責任事業組合」といいます。）に対して特に有利な払込金額での募集株式を発行する件（以下「本第三者割当増資」といいます。）についてご承認をお願いするものです。

当社は2018年12月期に債務超過に陥ったため、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）より上場廃止に係る猶予期間入りの指定を受けており、債務超過の解消が喫緊の課題となっています。本第三者割当増資が実行されれば当社の債務超過は解消される見込みですが、本第三者割当増資は、①本定時株主総会において本議案について承認（特別決議）が得られることを条件とするため、本議案が承認可決されない場合、本第三者割当増資が実行されず、当社の事業再生計画案も事業再生ＡＤＲ手続において不成立となり、その結果、当社は、上場廃止となり、また、お取引金融機関様からの借入金の弁済ができず、事業継続が困難となる可能性があります。

また、本第三者割当増資は、上記①に加え、②2020年３月下旬開催予定の事業再生ＡＤＲ手続の第３回債権者会議の続行期日において、当社が策定する事業再生計画案が事業再生ＡＤＲ手続の対象債権者であるお取引金融機関様の全ての合意により成立すること、③当社代表取締役社長鈴木聡が保有する当社の普通株式の全て（1,308,690株）を払込日と同日における当該払込の直前までに当社が無償取得していること、及び④金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生していることも前提条件とします。

なお、本議案は、会社法第206条の２第４項に基づき、総株主の議決権の10分の１以上の議決権を有する株主が特定引受人による募集株式の引受けに反対する旨を当社に対して通知した場合に求められる、当該特定引受人に対する募集株式の割当て又は会社法第205条第１項の契約の株主総会決議による承認を兼ねるものです。

また、本議案は、本第三者割当増資により、既存株主の皆様に対して25％以上となる希薄化が生じることが見込まれるため、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条第２号に基づき、株主の皆様の意思確認を併せてお願いするものです。

１．本第三者割当増資の概要

(1) 募集株式の数	普通株式15,438,949株
(2) 払込金額	1株につき700,000,000円を15,438,949株で除した額
(3) 払込金額の総額	700,000,000円
(4) 増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額　350,000,000円 増加する資本準備金の額　350,000,000円
(5) 募集方法	第三者割当の方法により、全株式を割当予定先に割り当てる
(6) 払込期日	2020年４月７日
(7) 割当予定先及び割当株式数	ニューセンチュリー有限責任事業組合 15,438,949株

※　(2)払込金額の「700,000,000円を15,438,949株で除した額」は45.34円（小数第三位四捨五入）です。

２．割当予定先の概要（2020年３月４日現在）

(1) 名称	ニューセンチュリー有限責任事業組合
(2) 所在地	東京都世田谷区深沢八丁目６番６号
(3) 設立根拠等	有限責任事業組合契約に関する法律
(4) 組成目的	有価証券の取得、投資、保有及び運用等
(5) 組成日	2020年１月21日

３．特に有利な払込金額で募集株式を発行する理由

(１)募集に至る経緯

当社は2014年12月期から当期純損失が継続し、2018年12月期に債務超過に陥ったため、東京証券取引所より上場廃止に係る猶予期間入りの指定を受け、2019年12月末において債務超過の状態が解消されない限り、原則として上場廃止となることとなりました。その後、当社の2019年12月期第３四半期累計期間の経営成績は、売上高928百万円、営業損失219百万円、経常損失269百万円、四半期純損失244百万円となり、2019年12月期第３四半期末時点で債務超過の額は301百万円に増加し、2019年12月末までに債務超過を解消することは困難な状況となりました。もっとも、有価証券上場規程及びその関連規程の定めにより、2019年12月期に係る決算短信の公表までに、2020年12月末までに債務超過を解消する事業再生計画を策定し、当該事業再生計画が事業再生ＡＤＲ手続において成立した場合には、上記規程に定める所定の手続きを経て、さらに１年間猶予期間の延長が認められ、同事業再生計画の実行による債務超過の解消をもって、上場が維持されることとなります。

こうした状況において、当社は資本性資金の提供を含む支援をいただけるスポンサーを探索しましたが、当社の事業環境と重い金融負債の負担などからスポンサーの選定は難航しました。その後、2019年12月に、ニューセンチュリーキャピタル株式会社より事業再生ＡＤＲ手続による金融支援を受けること及び当社が上場を維持することを前提に、ファンドによる普通株式の引受、アドバイザー関与による経営支援などを内容とする実現可能性のある意向表明書の提出を受けました。

当社としては、ニューセンチュリーキャピタル株式会社よりスポンサー支援がなされなければ債務超過の解消が困難であり、ひいては上場廃止となる懸念も否定できず、同社からスポンサー支援を受けることが、上場を維持し、窮境に陥った当社の財務体質の抜本的な改善を図り当社事業を再生して事業価値を維持向上させるという目的に合致する最善の手段であると判断し、2019年12月25日、事業再生ＡＤＲ手続の取扱団体である一般社団法人事業再生実務家協会に対し、事業再生ＡＤＲ手続の利用の正式申請を行い、同日受理されました。その後、当社は、ニューセンチュリーキャピタル株式会社との間で、第三者割当増資の手取金を設備投資、運転資金及びお取引金融機関様からの借入金への弁済金として充当することにより、当社の財務内容を早期に抜本的に改善して、2020年12月末までに債務超過を解消して上場維持を図りつつ、収益構造の改革と業績の回復を進めることを内容とする事業再生計画案を協働して策定しました。当社は、2020年３月下

旬開催予定の事業再生ＡＤＲ手続における事業再生計画案の決議のための債権者会議（第３回債権者会議）の続行期日において、全てのお取引金融機関様の同意による成立を目指して参ります。

このような中、当社は、ニューセンチュリーキャピタル株式会社の組成したファンドであるニューセンチュリー有限責任事業組合との間でスポンサー契約を締結し、当社が普通株式を新株式として発行すること、また、割当予定先との間で別途総数引受契約を締結することを合意しました。そして、当社は、当該スポンサー契約に基づき、ニューセンチュリー有限責任事業組合を割当予定先とする第三者割当増資を決議しました。

（２）払込金額の合理性

本第三者割当増資の払込金額は、1株につき「700,000,000円を15,438,949株で除した額」（45.34円（小数点第三位四捨五入））であり、東京証券取引所における当社普通株式の近時の株価や過去の株価の平均値と比べて大幅なディスカウントとなります。

前述のとおり、当社の財務内容の抜本的な改善を図り、早期の安定的な運転資金を確保することが急務となっている中において、当社は、当社にとって最も有利な条件での資金調達の実現に向けて、ニューセンチュリーキャピタル株式会社との間で真摯な協議を行いました。その結果、本第三者割当増資について、同社の当初の提案額から増額し、１株につき「700,000,000円を15,438,949株で除した額」とすることで条件の合意に達しました。

この１株当たりの払込金額「700,000,000円を15,438,949株で除した額」という条件は、上記のとおり、当社普通株式の近時の株価や過去の株価の平均値に対して大幅なディスカウントとなりますが、上記のとおりニューセンチュリーキャピタル株式会社との間で真摯な協議を行った結果同社の当初の提案額から増額された金額であること、本第三者割当増資により当社の財務内容の抜本的な改善を図るとともに、収益構造の改革と業績の回復を推進することができること、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティングが当社の将来の事業計画を踏まえて算定した当社の普通株式１株当たりの株式価値の範囲内であること、他方、当社の財務内容の抜本的な改善を図り、早期の安定的な運転資金を確保することが急務となっている現況において、割当予定先により株式の引受けがなされなければ債務超過の解消が困難であり、ひいては上場廃止となる懸念も否定できないこと等を総合的に勘案した結果、当該払込金額による第三者割当増資の実行には合理性があり、株主の皆様のご理解が得られるものと判断し、払込金額1株につき「700,000,000円を15,438,949株で除した額」として本第三者割当増資を行うことを決定いたしました。

上記払込金額による本第三者割当増資の実行は、会社法第199条第３項及び日本証券業協会が「第三者割当増資の取扱いに関する指針」において定める特に有利な金額による発行に該当するとの判断から、当社は、本定時株主総会において、株主の皆様から特別決議による承認をいただけることを条件に、１株当たりの払込金額を「700,000,000円を15,438,949株で除した額」として、本第三者割当増資を行うことといたしました。

（３）発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性

本第三者割当増資により、ニューセンチュリー有限責任事業組合に対して割り当てる株式数は15,438,949株、当該株式数に係る議決権数は154,389個であり、本第三者割当増資後の総議決権数（302,673個）の51.01％（小数点第三位四捨五入）となり、割当予定先は当社の親会社となる予定です。また、既存株主の皆様に対して25％以上となる希薄化が生じることが見込まれます。

しかし、前述のとおり、当社の財務内容の抜本的な改善を図り、早期の安定的な運転資金を確保することが急務となっている中においては、本第三者割当増資により迅速かつ確実に大規模な資本性資金を調達して、債務超過状態を解消し、運転資金を確保するとともに、当社が直面している厳しい経営環境への対応のための設備投資等を推進することが不可欠です。そして、このように本第三者割当増資により当社の財務内容の抜本的な改善を図り、早期の安定的な運転資金を確保することは、ひいては、当社の業績発展につながり、当社の株式価値の向上に資するものです。したがって、本第三者割当増資における新株式の発行数量及び本第三者割当増資による当社株式の希薄化の規模は、十分な必要性と合理性があるものと判断しました。

但し、本第三者割当増資は、上記のとおり既存株主の皆様に対して25％以上となる大規模な希薄化を生じさせることが見込まれるため、本議案は、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条第２号に基づき、株主の皆様の意思確認を併せてお願いするものです。

４．特定引受人に関する事項

本第三者割当増資による新株式の発行株式の総数15,438,949株に係る議決権数は154,389個であり、割当予定先が同新株を全て引き受けた場合、割当予定先は、当社の総議決権数の51.01％（小数点第三位四捨五入）を保有することとなり、会社法第206条の２第１項に定める特定引受人に該当します。なお、スポンサー契約において、当社代表取締役社長鈴木聡が保有する当社の普通株式の全て（1,308,690株）を払込日と同日における当該払込の直前までに当社が無償取得していることが本第三者割当増資の実行の前提条件とされているため、上記の割当予定先が有することとなる議決権の割合は、当該無償取得が実行されたことを前提とした数値です。

以下は、会社法第206条の２第１項及び会社法施行規則第42条の２に定める通知事項です。

(1) 特定引受人の氏名又は名称及び住所	ニューセンチュリー有限責任事業組合 東京都世田谷区深沢八丁目６番６号
(2) 特定引受人がその引き受けた募集株式の株主となった場合に有することとなる議決権の数	154,389個
(3) 上記(2)の募集株式に係る議決権の数	154,389個
(4) 募集株式の引受人の全員がその引き受けた募集株式の株主となった場合における総株主の議決権の数	302,673個
(5) 特定引受人に対する募集株式の割当に関する取締役会の判断及びその理由	上記のとおりです。
(6) 特定引受人に対する募集株式の割当に関する監査役の意見	当社監査役３名（うち２名が社外監査役）から、特定引受人に対する募集株式の割当について、発行条件及び発行数量等に一定の合理性があり、また、適法であると判断される、との意見が示されています。

第２号議案　資本金及び資本準備金の額の減少の件

第１号議案の「第三者割当による募集株式発行の件」による新株式の発行により資本金及び資本準備金の額がそれぞれ３億5,000万円増加する見込みであり、当社の今後の成長戦略を的確に実施していくための財務戦略の一環として、資本政策の機動性及び柔軟性を確保すること及び課税標準を抑制すること等を目的とし、会社法第447条第１項及び第448条第１項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少を行うものであります。

なお、本議案は本第三者割当増資の払込がなされることを条件とします。

１．資本金の額の減少

会社法第447条第１項の規定に基づき、資本金の額を減少し、減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えさせていただきたいと存じます。

(1) 減少する資本金の額
　　３億5,000万円
(2) 増加する剰余金の項目及び額
　　その他資本剰余金　　３億5,000万円
(3) 資本金の額の減少の効力発生日
　　2020年６月１日

２．資本準備金の額の減少

会社法第448条第１項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、減少する資本準備金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えさせていただきたいと存じます。

(1) 減少する資本準備金の額
　　３億5,000万円
(2) 増加する剰余金の項目及び額
　　その他資本剰余金　　３億5,000万円
(3) 資本金の額の減少の効力発生日
　　2020年６月１日

第３号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

(1) 発行可能株式総数の増加

当社の将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするために、現行定款第６条（発行可能株式総数）に定める発行可能株式総数を増加するものです。

(2) 取締役及び監査役の責任免除

取締役及び監査役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で取締役及び監査役の責任を免除することができる旨、並びに取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、第26条（取締役の責任免除）及び第35条（監査役の責任免除）を新設するものです。なお、第26条（取締役の責任免除）の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

(3) 条数の繰り下げ

上記(2)記載の条文の新設に伴い、条数の繰り上げを行うものです。

２．条件及び効力発生日

本議案は本第三者割当増資の払込がなされることを条件とします。また、本議案による定款の一部変更の効力は、本第三者割当増資の払込がなされた日に生じるものとします。

３．変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　　更　　案
第２章 株 式	第２章 株 式
（発行可能株式総数） 第６条 当会社の発行可能株式総数は、33,700,000株とする。	（発行可能株式総数） 第６条 当会社の発行可能株式総数は、50,000,000株とする。
（中略）	（中略）
第４章 取締役および取締役会	第４章 取締役および取締役会
第18条から第25条（条文省略）	第18条から第25条（現行どおり）

（新設）	（取締役の責任免除） 第26条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む）の損害賠償責任を、法令の限度内において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定に従い、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。
	第５章　監査役および監査役会
第26条から第33条（条文省略）	第27条から第34条（現行どおり）
	（監査役の責任免除） 第35条　当会社は、会社法第426条第１項の規定に従い、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を、法令の限度内において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定に従い、監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。
第34条から第40条（条文省略）	第36条から第42条（現行どおり）

第４号議案　取締役８名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（４名）は任期満了となります。つきましては、取締役８名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、事業再生ＡＤＲ手続において当社がお取引金融機関様からの借入金について多額の免除を要請していることから、経営責任を明確化するために、鈴木聡氏、関根紀幸氏、佐藤昭則氏及び千葉和彦氏は、本第三者割当増資の払込がなされた日をもって当社取締役を辞任する予定です。なお、この辞任は、本定時株主総会において第１号議案「第三者割当による募集株式発行の件」が承認されること及び本第三者割当増資について払込がなされることを条件としています。

また、時慧氏、小峰衛氏、宮澤浩二氏及び呉征瑜氏の当社取締役の選任の効力は、本第三者割当増資の払込がなされた日に生じるものとします。なお、時慧氏、小峰衛氏、宮澤浩二氏及び呉征瑜氏の当社取締役の選任は本定時株主総会において第１号議案「第三者割当による募集株式発行の件」が承認されること及び本第三者割当増資について払込がなされることを条件とします。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	鈴木（すずき）　聡（さとし） （1970年３月19日生）	1995年３月　当社入社 経営企画室付 1999年７月　当社社長室長 2000年３月　当社取締役 2003年２月　当社代表取締役副社長 2004年３月　当社代表取締役社長（現任）	1,308,690株
2	関根（せきね）　紀幸（のりゆき） （1955年１月16日生）	1995年４月　当社入社 経理部長 1996年３月　当社取締役（現任） 2011年１月　当社購買・施設部長 2016年１月　当社業務部長 2017年１月　当社業務・管理部長 2018年５月　当社経営管理部長（現任）	1,300株
3	佐藤（さとう）　昭則（あきのり） （1963年11月６日生）	1986年９月　当社入社 2007年５月　当社生産変革課長 2009年４月　当社製造課長 2010年１月　当社製造・技術統括次長 2011年１月　当社製造技術部長 2015年５月　当社生産技術部長 2017年１月　当社製造部長（現任） 2017年３月　当社取締役（現任）	0株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	千葉 和彦（ちば かつひこ） （1973年10月14日生）	1997年４月　当社入社 2010年１月　当社営業課長 2014年１月　当社営業戦略部長 2016年１月　当社営業部長（現任） 2017年３月　当社取締役（現任）	2,500株
5 新任	時 慧（とき けい） （1979年３月19日生）	2002年４月　㈱NTTドコモ入社 2008年８月　Booz&Company入社 2009年８月　田崎真珠（現㈱TASAKI）入社 2010年４月　アント・キャピタル・パートナーズ㈱入社 2016年６月　㈱マックアース取締役（現任） 2017年４月　㈱ランキャピタルマネジメント代表取締役（現任） 2017年６月　リーディング証券㈱取締役（現任） 2019年５月　ニューセンチュリーキャピタル㈱代表取締役（現任）	0株
6 新任	小峰 衛（こみね まもる） （1961年10月２日生）	1984年４月　㈱矢野経済研究所入社 1994年１月　㈱ディー・ブレイン（現ディー・ブレイン・コンサルティング）入社 1997年７月　ディー・ブレイン証券㈱（現日本クラウド証券㈱）監査役 1999年３月　ディー・ブレイン証券㈱（同）取締役 2000年４月　㈱ディー・ブレイン（現㈱ディー・ブレイン・コンサルティング）代表取締役 2012年８月　インターバルブテクノロジー㈱代表取締役（現任） 2012年９月　㈱永輝商事監査役 2013年６月　㈱永輝商事取締役 2014年10月　㈱エイケイ・コンサルティング設立代表取締役（現任） 2014年６月　㈱大湘技研代表取締役	0株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7 新任	宮澤浩二（みやざわこうじ） （1962年10月29日生）	1979年４月　大昌石英㈱入社 1981年10月　㈱大湘技研設立 1992年６月　㈱大湘技研常務取締役 2002年６月　㈱大湘技研代表取締役 （2017年７月退任）	0株
8 新任	呉征瑜（Wu Zheng Yu） （1978年７月17日生）	2004年11月　瀋陽理工大学化学工学科教授 2006年10月　麗景科技（LeadingTech）設立 2007年11月　高智发明（Intellectual Ventures）Deputy Director 2012年11月　深圳诺康医疗设备股份有限公司（Shenzhen Novocare Medical Devices Inc.）CEO（現任）	0株

（注）１．取締役候補者のうち、時慧氏は本第三者割当増資の割当予定先であるニューセンチュリー有限責任事業組合の組合員であるニューセンチュリーキャピタル株式会社の代表取締役です。本第三者割当増資について払込がなされた場合、ニューセンチュリー有限責任事業組合は当社の親会社に該当します。また、呉征瑜氏はニューセンチュリー有限責任事業組合の組合員です。

２．その他の各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

３．呉征瑜氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者です。同氏を社外取締役候補者とした理由は、深圳诺康医疗设备股份有限公司（Shenzhen Novocare Medical Devices Inc.）CEOとしての豊富な知見と経験を活かし、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためです。

４．呉征瑜氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法423条第１項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定です。

第５号議案　監査役１名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役筒井俊明氏は任期満了となります。つきましては、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
きた　い　　とおる 北　井　　徹 （1959年５月21日生）	1977年11月　藤田一馬公認会計士税理士事務所（永昌監査法人）入所 1982年３月　公認会計士登録 1983年９月　税理士登録 1985年９月　北井徹公認会計士税理士事務所開業所長（現任）	0株

（注）１．北井徹氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

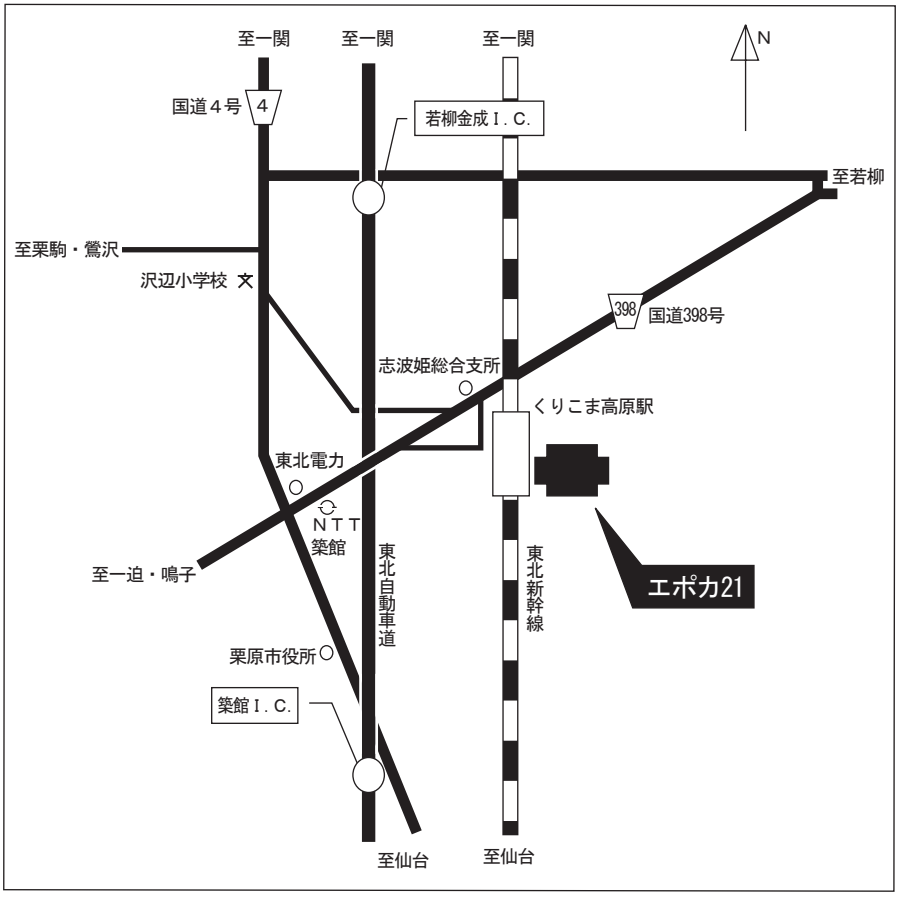
２．北井徹氏は、会社法施行規則第２条第３項第８号に定める社外監査役候補者です。同氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏の公認会計士及び税理士としての見識により企業の健全性を確保するとともに透明性の高い公正な監視体制の確立を期待したためです。なお、同氏は会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

３．北井徹氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法423条第１項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定です。また、同氏の選任が承認された場合、東京証券取引所が定める独立役員として指定する予定です。

以　上

株主総会会場ご案内略図

宮城県栗原市志波姫新熊谷279-2
エポカ21（くりはら交流プラザ）
電話　0228-23-0021（代）



- 東北新幹線くりこま高原駅東口に隣接
- 東北自動車道 築館インターチェンジ又は若柳金成インターチェンジより車で10分

本総会は、当社にとって大変重要なものです。株主各位におかれましては、ぜひ議決権を行使くださるようお願い申しあげます。
出席もしくは郵送により有効に議決権を行使いただきました株主の皆様には、議案の賛否にかかわらず、心ばかりの謝礼として、株主様お一人につきＱＵＯカード500円分をお贈りさせていただきますことを、併せてご案内申しあげます。